

プチ・リゾート Appear

宿泊約款



■適用範囲

第 1 条

- 1) 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。
- 2) 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約を優先するものとさせていただきます。

■宿泊契約の申し込み

第 2 条

- 1) 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。

宿泊者名

- ・ 宿泊日及び到着予定時刻
 - ・ 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料金による）
 - ・ その他当ホテルが必要と認める事項
- 2) 宿泊客が宿泊中に前項の第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったとして処理致します。

■宿泊契約の成立等

第 3 条

- 1) 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではございません。
- 2) 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで、賠償金の順序で充当し、残額があれば第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還致します。

■宿泊契約締結の拒否

第 4 条

- 1) 当ホテルは次に上げる場合において、宿泊規約の締結に応じないことがございます。
 - ・ 宿泊の申し込みが、この約款によらない場合。
 - ・ 満室により客室の余裕がない場合。
 - ・ 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合。
 - ・ 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められる場合。
 - ・ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められた場合。
 - ・ 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができない場合。
 - ・ 宿泊しようとする者がペットと同宿を希望する場合。
 - ・ 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をした場合。

第5条

- 1) 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2) 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき理由により宿泊契約の全部、又は一部を解除した場合（その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除きます。）は、別表第2にあげるところにより違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3) 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その2時間経過した時刻）になっても到着しない場合は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなして処理することがございます。

■当ホテルの契約解除権

第6条

- 1) 当ホテルは、次ぎにあげる場合においては、宿泊契約を解除する場合がございます。
 - ・ 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められる場合。
 - ・ 宿泊客が伝染病であると明らかに認められる場合。
 - ・ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められる場合。
 - ・ 天災不可抗力に起因する理由により宿泊させることができない場合。
 - ・ 寝室での寝タバコ、消防用施設に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わない場合。

■宿泊の登録

第7条

- 1) 宿泊客は宿泊当日の、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録して頂きます。
 - ・ 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - ・ 出発日及び出発予定時刻
 - ・ その他当ホテルが必要と認める事項
- 2) 宿泊客が第12条の料金の支払を、現金に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録にそれらを提示していただきます。

■客室の使用時間

第8条

- 1) 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15時30分から翌日9時30分までとします。ただし連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2) 当ホテルは前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次にあげる追加料金を申し上げます。
 - ・ 超過3時間までは3,150円
 - ・ 超過3時間以上は、客室料金の全額

■利用規則の厳守

第9条

1) 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従って頂きます。

■営業時間

第10条

1) 当ホテルの主な施設などの営業時間は次のとおりとし、その他の施設などの詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示などでご案内致します。

フロント 1階 8:00～21:00

2) 事項の時間はやむを得ない場合には臨時に変更することがございます。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

■料金の支払

第11条

1) 宿泊客が、支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定法は、別表第1にあげるところによります。

2) 前項の宿泊料金等の支払いは、現金により宿泊客の出発の際、または、当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3) 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

■当ホテルの責任

第12条

1) 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償致します。

ただし、当ホテルの責めに帰すべき理由によるものではないときは、この限りではありません。

2) 当ホテルは、消防機関からの適マークを受領しておりますが、万一の災害などに対処する為、旅館賠償責任保険に加入しております。

■宿泊客の手荷物または携帯品の保管

第13条

1) 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または、携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合は遺失物法に基づき処理致します。

■宿泊客の責任

第14条

1) 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、該当宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 15 条 予約金

- 1) 予約金 お一人様 ¥3,000 を指定日までに、指定金融機関へ入金した時点で予約確定とする。
- 2) 指定日までに振り込み確認が取れない場合、キャンセル扱いとする。
- 3) 予約金は返金しないものとする。

【別表第 1】

宿泊料金の暫定方法（第 2 条第 1 項、第 11 条第 1 項参照）税法が改正された場合は、その改訂された規定によるものとします。

内訳

1. 基本料金
2. アメニティ等交換料
3. 消費税 清算

宿泊者が支払うべき総額宿泊料金

$(1+2) \times 3$

【別表第 2】 違約金（第 5 条第 2 項参照）

ご予約のお取り消し日及びキャンセル料金

不泊 宿泊料金の 100%

当日 宿泊料金の 100%

前日 宿泊料金の 80%

2 日前～7 日前 宿泊料金の 50%

※ゴールデンウィーク・お盆・年末年始の期間中は 2 週間前から※

8 日前～2 週間前 宿泊料金の 30%

■利用規則

●別表第 2 に関する補足

- 1、%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2、契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく 1 日分（初日）の違約金を収受いたします。
- 3、特定日に関しましては、別途のお取消料が発生することもございます。

プチリゾート・アピアではお客様に安全かつ快適にご利用頂くため、宿泊規約第 9 条に基づき次のとおり利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守り頂けない場合は、やむを得ずご宿泊ならびにホテル内施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被った損害も負担頂くこともございますので特にご注意くださいようお願い申し上げます。

